

八代市監査委員公告第5号

地方自治法第242条第1項の規定により提出された住民監査請求書(八代市職員措置請求書)について、同条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を公表します。

平成25年11月15日

八代市監査委員 江崎 眞 通

八代市監査委員 藤崎 智

八代市職員措置請求監査結果

第1 監査請求の内容

1 請求人

八代市豊原下町3329番地17 無職 庄山憲胴

2 請求書の提出日

平成25年9月30日

3 請求の内容

(1) 請求人の主張要旨

- ① 自由民主党礎では、平成25年1月28日(火)から1月31日(木)にかけて札幌市、伊達市、函館市、北斗市に管外視察を行い、会派6名中5名が参加し、改革クラブでは、平成25年3月26日(火)から3月28日(木)にかけて倉敷市、東かがわ市、尾道市に管外視察を行い会派4名全員が参加している。

- ② 現在はインターネットで必要な情報は容易に入手でき、内容は当該地に直接出向くより豊富な場合もある。上記2会派の復命は、視察先で入手した資料を要約し、感想が4、5行で済ませてあるものもあり、インターネットで入手可能な情報以上の記載は無い。視察旅費が調査研究として支出されていることに鑑みると、復命書の所見は「集めた事実やデータや情報から推論される結論」、「予想される新しい事態や問題への言及」、「問題への具体的な解決案の提示またはヒント」などが記載されるべきであり、復命書の内容が希薄である。
- ③ 視察実施後の平成25年3月議会及び6月議会の一般質問状況を見ると、他の会派も含め、視察した内容に関する一般質問をした議員はおらず、条例第5条に定められた「市政に反映させる活動、住民福祉の増進を図るための活動に要する経費」との規定に抵触する。これは、大勢で視察を実施することで、常套的な視察内容となり、各議員が本来関心を持っている内容の視察が出来ていないためである。
- ④ 「全員同時同一視察」は情報収集手段が限られていた時代の名残りであり、今の時代にそぐわない。少人数で異なった場所に行き、変化に富んだより多くの情報を収集し、それを市政に活かすよう視察を行うべきである。

具体的には、参加者の見解が分かれた場合にも中立性を保てる最低限の人数である3名を上限とすべきである。

(2) 措置請求の要旨

八代市議会議員会派による管外視察は、会派全員又はその殆どで行く必要は無く、会派「自由民主党 礎」及び会派「改革クラブ」に対し、視察旅費に充てた政務調査費の一部 279,300 円の返還を請求するよう八代市長に求める。

4 監査委員の除斥

監査委員のうち、議員選任の上村哲三委員については、直接の利害関係を有するので、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

5 請求書の要件審査

本件職員措置請求書については、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成25年10月2日に受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象部局

八代市議会事務局

八代市総務部文書統計課

2 請求人の陳述及び証拠書類の提出

請求人に対して、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、平成25年10月9日に陳述及び証拠書類の提出の機会を設けた。

3 関係職員の陳述の聴取

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、平成25年10月8日及び10日に監査対象部局職員からの事情聴取を実施するとともに、関係資料の提出を求めた。

4 監査対象事項

請求書に記載されている事項及び同請求書に添付された事実証明書並びに請求人の陳述から 監査対象を次のように設定した。

- (1) 会派所属議員の全員又は多数が視察に参加することの是非
- (2) 視察報告書(復命書)が不十分である場合の政務調査費支出の是非

第3 監査の結果

1 結論

本件請求に係る政務調査費については、不適切な支出は認められず、返還すべき額が認められないことから、請求人の措置請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。

以下、事実関係の確認、棄却の理由について述べる。

2 事実関係の確認

(1) 政務調査費制度の法的根拠

政務調査費については、平成24年9月5日に地方自治法の一部が改正され平成25年3月1日に施行されたことに伴い、八代市議会政務調査費の交付に関する条例及び八代市議会政務調査費の交付に関する規則(以下、これらを「例規」という)が平成24年12月27日に改正され、平成25年3月1日に施行されているが、監査対象となる請求が改正例規施行前に交付された政務調査費の内容であるので、以下の記述は、改正前の地方自治法、例規等を基としたものとなっている。

(ア) 地方自治法

政務調査費は、地方自治法の一部を改正する法律(平成12年法律第89号)により、平成13年4月1日に施行され、平成24年改正前の地方自治法第100条第14項においては、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定され、また、同条第15項の規定では、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定されている。

(イ) 八代市議会政務調査費の交付に関する条例、八代市議会政務調査費の交付に関する規則

① 交付対象及び交付額等

交付対象については、八代市議会政務調査費の交付に関する条例(以下「条例」という。)第2条において、八代市議会における会派に交付すると規定され、条例第3条において、交付額及び交付方法は、4月及び10月の各月1日における当該会派の所属議員数に月額3万円を乗じて得た額を年2回に分けて交付すると規定されている。

② 使途基準

政務調査費については、条例第5条において「使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」と規定され、八代市議会政務調査費の交付に関する規則（以下「規則」という。）別表で使途基準が定められている。規則別表では、研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報通信費、広聴費、人件費、事務所費、調査研究活動に必要なその他の経費の9項目に使途が分類され、その内容が示されている。また、八代市議会で自主的に定められている「八代市議会政務調査費使途基準に係る申し合わせ」において、政務調査費を充てることができない経費として、「慶弔等交際費的な経費」、「政党本来の活動に属する経費」、「会議等に伴う食事の経費」、「選挙活動に要する経費」が掲げられている。

③ 市長への返還

条例第8条では、「市長は、政務調査費の交付を受けた会派がその年度を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる」と規定されている。

(2) 平成24年度政務調査費の交付等について

平成24年度の政務調査費については、平成24年4月13日に市長において交付決定され、同年4月25日と、同年10月15日の2回に分けて交付されている。

会派「自由民主党 礎」では、平成25年1月28日から1月31日にかけて札幌市、伊達市、函館市、北斗市に管外視察を行い、会派6名中5名が参加している。1名当り旅費 106,800 円、合計 534,000 円が調査旅費として支出され、平成25年4月27日に議長に収支報告書が提出されている。

会派「改革クラブ」では、平成25年3月26日から3月28日にかけて倉敷市、東かがわ市、尾道市に管外視察を行い、会派4名全員が参加している。1名当り旅費 65,750 円、合計 263,000 円が調査旅費として支出され、平成25年4月30日に議長に収支報告書が提出されている。

3 判断

政務調査費は、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、市議会の審議能力を強化しようと、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることを目的に、議員が行う調査研究に資するため必要な経費の一部を助成するものであり、法の規定に基づき、政務調査費の交付の対象、額、及び交付の方法が条例に定められ、使途基準、交付手続等が規則に定められている。

さらに、八代市議会では、これらの例規に加え、政務調査費の適正化と使途の透明性を図るための自主的なルールとして「八代市議会政務調査費使途基準に係る申し合わせ」が定められ、より具体的な使途基準や関係書類の情報公開について定めている。

このようにして定められた使途基準は、法の規定を具体化したものであり、法の趣旨に沿って定められたものである。

会派及び議員の調査研究活動等は、極めて広範なものであり、調査研究活動と市政との関連性、その目的、方法、必要性等の判断も極めて広範な裁量の下に行われるものであり、また、どのように政務調査費を支出するかについては、各会派及び議員の自主的判断に委ねられるべきものであるが、政務調査費が公金である以上、制度の趣旨に沿った適正な使用が確保される必要があることから、前述の例規等が定められているものである。

したがって、これら政務調査費制度の特徴と条例等の趣旨を十分勘案して、本市の使途基準等に適合したものであるかどうかにより判断されるべきものであるとして検討を行った。

そこで、本件の2会派が支出した視察調査について検討する。

2会派においては、会派全員又はそれに近い参加者数で視察が実施されていることが、政務調査収支報告書や領収書等の関連書類から確認できる。請求人は「参加者の上限を設け、分かれて異なる場所の情報を共有する方が議員の見聞も広がる」と主張するが、使途基準等には視察調査の参加者数に関する定めはない。視察調査をどのように実施するかについては、市政との関連性、目的、方法、必要性など様々な条件を考慮した上で、会派の自主的な判断に委ねられるべきものであり、請求人の主張は、視察調査の適否の判断を参加者数・情報収集量の問題に過度に矮小化したものである。会派全員で視察調査を行い同じ情報を共有することで、議員それぞれに得意分野がある中で、様々

な見方・考え方にに基づき会派内の意見交換や議論が深まることが期待出来るなど、会派全員で視察調査を行うことに意義がないとは言い切れない。

また、請求人は、視察調査の復命書の内容が希薄であること、視察調査した内容が一般質問に反映されていないことを以て、会派全員参加の視察調査に意義がないことの疎明としている。

これらの点についても、使途基準等に定められておらず、復命書等により視察の目的と市政の関連性や、調査を行った実態が認められればよく、復命書等の内容により政務調査費の支出の適否が判断されるものではない。また、調査結果をどのように取り扱うかは、独立の存在である会派がその裁量権に基づき判断するもので、その判断は尊重されなければならない、直ちに具体的政策提言等に反映されていないからと言って、当該視察調査に意義がないと言うことは出来ない。

よって、当該会派の視察調査に充てられた政務調査費の一部が使途基準の範囲を超えているとは認められず、また、会派の判断が政務調査費の趣旨を逸脱し、裁量権を濫用しているとも認められないことから、政務調査費の返還は求めないものとする。